六　移動体検知センサー用の特定小電力無線局（施行規則第六条第四項第二号⑿に規定するものをいう。以下同じ。）であつて、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下又は二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第三号、第四号又は第五号のいずれかに規定する機能

七　次に掲げる無線局については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能

イ　ミリ波レーダー用の特定小電力無線局（施行規則第六条第四項第二号⑾に規定するものをいう。以下同じ。）

ロ　移動体検知センサー用の特定小電力無線局であつて、五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの

ハ　超広帯域無線システムの無線局（施行規則第四条の四第二項第二号に規定するものをいう。以下同じ。）であつて、二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するもの

［八～十一　略］

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～八　略］		
九　次に掲げる送信設備 ㈠　ミリ波レーダー用の特定小電力無線局の送信設備 ㈡　移動体検知センサー用の特定小電力無線局の送信設備であつて、五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの ㈢　小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの	五〇	七〇
［十～十九　略］		

［二～四　略］

（人体にばく露される電波の許容値）

第十四条の二　人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。

［一　略］

六　一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下又は二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局については、施行規則第六条の二第三号、第四号又は第五号のいずれかに規定する機能

七　六〇GHzを超え六一GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する無線標定業務の特定小電力無線局及び二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局（施行規則第四条の四第二項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能

［八～十一　同上］

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　［同上］

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～八　同上］		
九　次に掲げる送信設備 ㈠　六〇GHzを超え六一GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 ㈡　五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備	五〇	七〇
［十～十九　同上］		

［二～四　同上］

（人体にばく露される電波の許容値）

第十四条の二　［同上］

［一　同上］